

デイサービスセンターあおぞらの家

# 重要事項説明書兼同意書

## (指定地域密着型通所介護サービス)

当事業者はご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意くださいを次の通り説明します。

### 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 あおぞら福祉会
事業者の所在地	島根県雲南市大東町下阿用691-2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 森山幸朗
電話番号	0854-43-3129

### 2 事業所の概要

事業所の種類	指定地域密着型通所介護事業所・令和4年4月1日 指定 雲南市3271400180号
事業所の目的	指定地域密着型通所介護は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的として、ご契約者に通所介護サービスを提供します。
事業所の名称	デイサービスセンター あおぞらの家
事業所の所在地	島根県雲南市大東町東阿用83-1
電話番号	0854-43-6555
管理者の氏名	安達 孝平
当事業所の運営方針	1 事業所の指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定通所介護の提供に努めるものとする。 2 指定通所介護の提供に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な関係を図りながら、常に利用者の認知症の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて適切に行う。 3 前項の規定に基づき提供した指定通所介護については、常にその質の評価を行い、その改善を図るものとする。
開設年月日	令和4年4月1日

通常の事業の実施地域	雲南市（大東町、加茂町、木次町） 奥出雲町（仁多町）
営業日及び営業時間	
営業日	月～日 12月30日～1月3日は休日とする。
営業時間	9時00分～16時30分（送迎時間を含まない。）

### 3 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（再掲含む）

職 種	員数	区分	
		常勤	非常勤
1 管 理 者	1	1	0
2 生 活 相 談 員	10	0	10
3 看 護 師	3	0	3
4 介 護 職 員	17	0	17
5 機能訓練指導員	5	1	4
6 調理員	5	0	5

（主な職種の勤務体制）

職 種	勤 務 体 制
介護職員	勤務時間 A 8：30～17：30
看護師	勤務時間 13：30～16：30
	勤務時間 9：30～16：00
機能訓練指導員	勤務時間 8：30～13：30

### 4 当事業所から提供するサービスと利用料金

当事業所は、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

#### 1 当事業所が提供するサービスについて

##### ① 送迎

法人が保有する自動車（車いすのまま乗れるリフト車あり）で、契約者様の居宅と事業所までの間を送迎いたします。

ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、その区間を車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

##### ② 食 事

当事業所では、調理員の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としております。必要に応じて、食事介助、きざみ食等の対応が可能です。

③ 入 浴

個別に入浴できます。ご契約者の身体状況を考慮して職員が介助いたします。入浴が困難な場合には、清拭での対応も可能です。

④ 排 泄

介助が必要な場合、排泄の介助、おむつの交換などを行います。

⑤ 個別機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を阻止するための訓練を実施します。

⑥ 口腔機能向上

口腔機能が低下、またはその恐れがあるご契約者様に対して口腔機能の向上を目的とし口腔清拭、摂食・嚥下機能に関する訓練などを実施します。

〈サービスの料金（1回あたり）〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金から介護給付額を除いた額（自己負担額）をお支払い下さい。

（上記サービスの料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

（1日当たり）

要介護度と 基本サービス料金	要介護 1 7,530 円	要介護 2 8,900 円	要介護 3 10,320 円	要介護 4 11,720 円	要介護 5 13,120 円
サービス料金に係る 自己負担額（1割負担）	753 円	890 円	1,032 円	1,172 円	1,312 円
サービス料金に係る 自己負担額（2割負担）	1,506 円	1,780 円	2,064 円	2,344 円	2,624 円
サービス料金に係る 自己負担額（3割負担）	2,259 円	2,670 円	3,096 円	3,516 円	3,936 円

## 加算料金

下記の該当する加算項目について1日に単位数×1円の料金が加算されます。  
(一回につき) 56単位

個別機能訓練加算 (I) イ	1割負担	2割負担	3割負担
加算料金	560円	560円	560円
うち、介護保険から給付される金額	504円	448円	392円
サービス料金に係る自己負担額	56円	112円	168円

(一回につき) 55単位

入浴介助加算	1割負担	2割負担	3割負担
加算料金	550円	550円	550円
うち、介護保険から給付される金額	495円	440円	385円
サービス料金に係る自己負担額	55円	110円	165円

(一回につき) 150単位

口腔機能向上加算 (I)	1割負担	2割負担	3割負担
加算料金	1,500円	1,500円	1,500円
うち、介護保険から給付される金額	1,350円	1,200円	1,050円
サービス料金に係る自己負担額	150円	300円	450円

### ① 個別機能訓練加算 (I) イ

ご契約者様のリハビリ指導を行う機能訓練指導員を一人以上配置し、個別機能訓練計画書の作成・実施を行う場合算定する加算です。

### ② 口腔機能向上加算 (I)

ご契約者様の口腔管理を行う看護師等を一人以上配置し、個別の口腔機能改善管理計画書の作成・実施を行う場合算定する加算です。

### ③ サービス提供体制強化加算 (I) 22単位/日・人

事業所において、介護職員に対する介護福祉士資格保有者の割合が70%以上有する場合に算定する加算です。

### ④ 介護職員等処遇改善加算 (I)

基本サービス料金とその他の加算の合計単位数の9.2%

### ⑤ 送迎減算

事業所が送迎を行わない場合 - 47円

### ④・⑤・⑥介護職員の賃金改善に係る加算です。

ご契約者が要介護認定を受けていない場合は、サービス料金の全額をいったんお

支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

\* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## 2 介護保険の給付対象とならないサービス

- ① 日常生活品(おむつ代)等は、原則としてご家族で準備された物を使用させていただきます。
- ② 時間延長預かり（8時間以上の場合） 30分 500円
- ③ 食費 1食 550円
- ④ その他（遠足実費・理美容代等）
- ⑤ キャンセル料 前営業日の17時までに連絡がない場合、昼食代相当額をご負担頂きます。ただし、急な入院や病状の急変などの場合はこの限りではありません。

## 3 利用料金のお支払方法。

前記1、2の料金、費用については原則以下の金融機関の中よりご指定いただき口座振替により領収させていただきます。振替日は15日とさせていただきます。（15日が土日祝日の場合は翌営業日となります。）

なお振替手数料をご負担いただきます。

金融機関名	振替手数料
ゆうちょ銀行	10円
雲南農業協同組合	55円
山陰合同銀行	55円

## 4 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出下さい。
- サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 5 事故発生時の対応

サービス利用者に万が一事故が発生した場合、職員が緊急の処置をし、御家族・関係機関に速やかに連絡し、適切に対応致します。また、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の保険に加入し、事故等が発生した時は関係者と協議し対応致します。

## 6 高齢者虐待防止について

- 当施設は、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	森山 史朗
-------------	-------

- 当施設は、虐待防止のための指針を整備します。
- 当施設は、成年後見人制度の利用を支援します。
- 当施設は、苦情解決体制を整備しています。
- 虐待防止委員会を設置し、虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止策の検討を行います。
- サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者（入所者）を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

## 7 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

身体拘束等の適正化に向けての取り組み

- 当施設は、身体的拘束等の適正化の指針を整備します。
- サービス提供に当たり、ご利用者（入所者）または他のご利用者（入所者）の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由をご利用者（入所者）及び保証人に【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し同意を得ます。
- 当施設は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体的拘束等の適正化の取り組みを行います。
- 身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

## 8 感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理等を含む）

- 当施設の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- 当施設において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 当施設は、感染症対策の指針を整備します。
- 当施設は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

## 9 非常災害対策

当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

- ・ 防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・ 防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・ 防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業員およびご利用者（入所者）、地域住民の参加が得られるよう連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ・ 当施設は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

## 10 地域との連携

- （1）事業所は、周辺地域との相互理解に深め、地域に開かれ、地域と支えあうサービスとなるために利用者、利用者の家族、市町村の職員、地域住民の代表等で構成される運営推進会議を設置します。
- （2）6ヶ月に1回、運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けています。

## 11 第三者評価の実施状況等

第三者評価の実施状況	有	無
実施日	年	月 日
評価機関名称		
結果の開示	有	無

